

社会福祉協議会の高齢者サービス

社会福祉法人 渋谷区社会福祉協議会は、区民の皆さんやいろいろな団体と協力して地域の福祉にかかわる仕事をしています。社会福祉協議会は、以下のような活動を行なっています。

渋谷区社会福祉協議会ホームページ：<http://www.shibuyashakyo.or.jp/>

景丘（かげおか）の家

子どもから高齢者まで幅広く区民が利用し交流できる施設です。

●所在地 恵比寿4-5-15

🔍 お問合せ先

渋谷区社会福祉協議会 子ども支援課 こどもテーブル係
(宇田川町1-1)

☎ 5457-0221

車いすの貸し出し

散歩や通院の時など歩行が困難な人に、車いすを無料で貸し出しています。
また、民生児童委員協議会の協力で、地域での貸し出しも行なっています。

●期間 2か月以内



🔍 お問合せ先

渋谷区社会福祉協議会 地域福祉課 地域支援係

☎ 5457-2200

紙おむつ購入費の助成

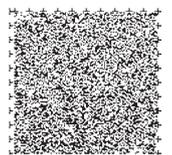
■ 大人用紙おむつ購入費一部助成

紙おむつを必要とする人へ購入費の助成を行います。

- 対象 区内在住で、常時紙おむつを使用している人で生活保護受給をしていない以下の要件に該当する人
 - 介護保険で要介護1以上と認定された人
 - 3歳以上で、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳を有する人
 - 3歳以上で、障害者総合支援法第4条に基づく難病等の人
- 内容 紙おむつや尿とりパッド、外出時リハビリ用パンツ型紙おむつなどの購入費を助成します。
(ただし、一部自己負担金あり)

※事前に申請書類の提出・登録が必要になります。

※特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設を利用している人は対象外です。



■ 入院時の紙おむつ代金一部助成

入院した病院が指定する紙おむつ以外の使用を認めない時、購入費の一部を助成します。

- 対 象 区内在住で、以下のすべての要件に該当し、病院で指定された紙おむつを使用している人
 - ①65 歳以上で、介護保険で要介護 1 以上と認定された人
 - ②入院した病院が、指定する紙おむつ以外の使用を認めないこと※介護療養型医療施設は助成対象外になります。
- 内 容 1 か月間に支払った紙おむつ購入費の半額（限度額 5,000 円）を現金で助成します。
※事前に申請書類の提出・登録が必要になります。
※詳しくはお問い合わせください。

移動サービス（福祉有償運送） R3.7.1 現在 休止中

移動が困難な高齢者や障がい者などに対して、ハンディキャブ（車いすごと乗車できる車両）を使用して、外出の援助を行います。利用には会員登録が必要です。

- 利用時間 8 時 30 分～17 時 15 分（土日・祝日・年末年始は除く）
- 利 用 料 1 時間あたり 1,200 円（以降 15 分ごと 300 円）
- 年度会費 1,000 円

生活福祉資金の貸付

経済的自立と生活の安定を図るため、福祉資金、転宅、住宅の改修費用などの貸付を行なっています。

不動産担保型生活資金の貸付

現在お住まいの家（戸建）と土地を担保として生活資金の貸付を行なっています。

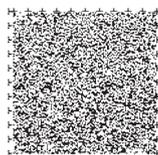
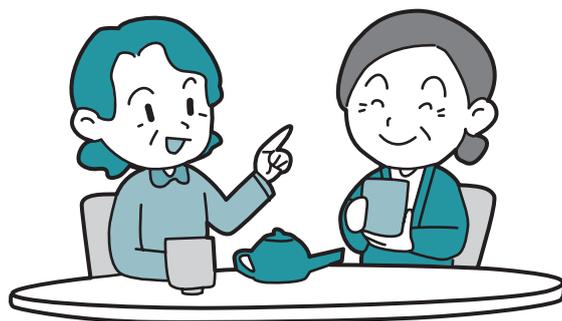
🔍 お問合せ先

渋谷区社会福祉協議会 地域福祉課 地域福祉係
(宇田川町 1-1)

☎ 5457-2200

ふれあい・いきいき サロン

茶話会や会食、レクリエーション活動などを通じて、楽しい時間を過ごし、参加者同士の交流を深める地域の居場所です。地域にお住まいの参加者とボランティア相互の協力により運営されています。



やすらぎサービス（住民参加型在宅福祉サービス）

高齢者・障がいのある人・病気の人など、誰もが住み慣れた地域で生活することを応援する家事援助のサービスです。

■ やすらぎサポート

- 内 容 食事の支度・掃除・洗濯・買い物・外出介助・見守り等
- 利用時間 9時～17時の概ね2時間程度（原則 月曜日～金曜日）
- 利 用 料 1時間あたり800円及び協力会員交通費
- 年度会費 3,000円

■ ちょこっとサポート（継続性のないサポート）

- 内 容 電球交換・体調不良時の買い物・日常のゴミだし等
- 利用時間 9時～17時の概ね1時間以内（原則 月曜日～金曜日）
- 利 用 料 30分あたり500円及び協力会員交通費
- 年度会費 無料（会員以外の方も利用できます。）



お問合せ先

渋谷区社会福祉協議会 地域福祉課 地域支援係
(宇田川町1-1)

☎ 5457-2200

成年後見制度の相談

成年後見制度を正しく理解していただくための講座や講演会、後見人を支援するための連絡会を開催しています。

また、「成年後見制度を利用したいが手続きはどうしたらいいの?」「誰にお願いすればいいの?」といった具体的な相談にお応えするため、専門相談を行なっています。



お問合せ先

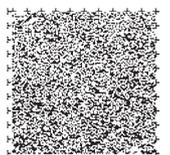
渋谷区社会福祉協議会 渋谷区成年後見支援センター
(宇田川町1-1)

成年後見相談専用ダイヤル ☎ 3780-9408

専門家による定例相談会

成年後見制度の利用について、弁護士・司法書士による相談会を毎月開催しています。

※相談会は予約制です。



あんしんサービス

「頼れる親族がない」「外出困難や軽度の認知症などで日常生活を営むことが難しい」場合に、福祉サービスを利用するときの自己決定の援助や、後見制度を利用する準備、もしくは、何かある前の備えとしても利用できます。（※利用料免除の制度あり）

下記の①を基本に、②・③のサービスを利用できます。

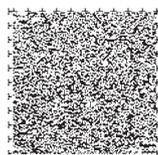
- ① 福祉サービス利用の援助 [1時間まで1,000円 超過30分ごと500円加算]
福祉サービスを利用し、または止めるために必要な手続き、福祉サービス利用料の支払い手続きの代行などをします。
- ② 日常的金銭管理サービス [1時間まで1,000円 超過30分ごと500円加算]
日常生活に必要な預金の払い戻し、公共料金、家賃、医療費などの支払手続きを代行します。
- ③ 書類等の預かりサービス [1か月 500円]
定期預金の通帳、印鑑、生命保険等の証書、不動産の登記済権利証を金融機関の貸金庫で保管します。



お問合せ先

渋谷区社会福祉協議会 渋谷区成年後見支援センター
(宇田川町1-1)

☎ 5457-0099



しぶやボランティアセンター

ボランティアセンターでは、ボランティア活動に参加をしたい人とボランティアの助けを必要としている人の情報を把握して活動の調整を行います。また、ボランティアの裾野を広げるため、次のような活動を行っています。

■ 相談・紹介・調整

- ボランティア活動を始めたい人から相談を受け、希望に合った活動を紹介します。
- ボランティアの協力を求めている人や施設、団体から相談をうけ、ボランティアを調整します。
- 区内のボランティア室にボランティアアドバイザーを配置し、地域の身近な場所でボランティア活動の相談をお受けします。

■ 情報収集と発信、ネットワークづくり

- 情報紙「ボランティアセンター情報」を発行しています。
- 渋谷区社会福祉協議会広報誌「つながるしぶや」ボランティアセンターだよりを発行しています。
- ホームページや SNS 等のインターネットを活用し、ボランティア活動や、地域のイベント等の情報を発信しています。
- 地域のイベントに参加して、ボランティア活動の PR を行っています。
- ボランティア団体の立ち上げ、運営相談を行っています。

■ ボランティア講座、研修の開催

- ボランティア活動への啓発や参加の呼びかけ、育成のため、各種ボランティア講座を開催しています。
- 福祉施設や保育園など、区内各施設と連携し、夏体験ボランティアを実施しています。
- 学校、企業の福祉体験への協力を行っています。

■ 機材の貸出

- 高齢者疑似体験セット、点字器、白杖、トランシーバーの貸出を行っています。

■ ボランティア保険等の加入

- 安心してボランティア活動ができるよう、ボランティア保険、行事保険の加入受付を行っています。

② お問い合わせ先

渋谷区社会福祉協議会 しぶやボランティアセンター

電話 5457-2200 FAX 3476-4904

(宇田川町 1-1 区役所 2 階)

※月～金曜日 8時30分～17時

e-mail vc-shibuya@tokyo.email.ne.jp

